

令和4年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第108号】

三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案について	1
----------------------------	---

《所管事項説明》

1 「『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について	3
2 「『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）』及び『みえ元気プラン（仮称）』最終案に対する意見」への回答について	4
3 「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」成案について	別冊
4 「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告について	5
5 「三重県地域福祉支援計画」に基づく取組状況について	8
6 「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（中間案）について	13
7 指定管理者制度に係る報告について	18
8 各種審議会等の審議状況の報告について	24

《別冊》

- ・（別冊1）みえ元気プラン（案）〔子ども・福祉部 抜粋版〕
- ・（別冊2）「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告書
- ・（別冊3）第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（中間案）
- ・（別冊4）指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和3年度）

令和4年10月11日

子ども・福祉部

1 三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

民生委員は市町におかれ、その定数については、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市町の意見を聴いたうえで、各市町の実情に応じて「三重県民生委員定数条例」で定めています。

現在の民生委員の任期は、令和4年11月30日までとなっており、12月に民生委員の一斉改選が行われますが、今回の一斉改選にあたり、各市町に民生委員の定数要望の聴き取りを行ったところ、高齢者の増加等の地域事情を理由として、定数増加の要望があったため、当条例を改正しようとするものです。

2 改正内容

数に増減のある市町の民生委員定数について、改正します。

市町ごとの民生委員定数改正案は、別紙のとおりです。

3 施行期日

令和4年12月1日

【別紙】市町ごとの民生委員定数改正案

市町名	現定数		新定数（案）		増減数	
	任期（R元. 12. 1～R4. 11. 30）		任期（R4. 12. 1～R7. 11. 30）			
		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員
津市	617	46	619	46	2	-
四日市市	609	55	613	55	4	-
伊勢市	308	28	309	28	1	-
松阪市	388	27	391	29	3	2
桑名市	257	24	257	24	-	-
鈴鹿市	375	35	376	35	1	-
名張市	189	16	191	16	2	-
尾鷲市	59	3	59	3	-	-
亀山市	102	11	103	11	1	-
鳥羽市	56	3	56	3	-	-
熊野市	82	4	82	4	-	-
いなべ市	104	8	104	8	-	-
志摩市	141	11	141	11	-	-
伊賀市	309	32	311	32	2	-
木曾岬町	13	2	13	2	-	-
東員町	52	4	52	4	-	-
菰野町	77	5	77	5	-	-
朝日町	20	2	20	2	-	-
川越町	28	2	28	2	-	-
多気町	41	2	41	2	-	-
明和町	51	3	51	3	-	-
大台町	50	3	50	3	-	-
玉城町	35	2	35	2	-	-
度会町	29	2	29	2	-	-
大紀町	41	2	41	2	-	-
南伊勢町	60	4	60	4	-	-
紀北町	70	4	70	4	-	-
御浜町	32	2	32	2	-	-
紀宝町	41	3	41	3	-	-
県 計	4, 236	345	4, 252	347	16	2

※民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねています。また、主任児童委員は、児童福祉法により、知事の推薦に基づき、児童委員の中から厚生労働大臣が指名することになっています。

【所管事項説明】

1 「『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

●施策の取組

みえ元気プラン 施策番号・施策名	主担当部局名	＜参考＞ 県政レポートの 施策番号・施策名	委員会意見	回答
13-1 地域福祉の推進	子ども・福祉部	131 地域福祉の推進	社会福祉施設等における業務継続計画（BCP）の策定については、令和6年度までに策定が義務付けられているため、これまでの取組を踏まえた課題について記載されたい。	社会福祉施設等における業務継続計画（BCP）の策定について、令和3年度は、施設の職員等を対象にBCP策定のための研修会を実施し、各施設での策定に向けた支援を行ってきたところです。今後もBCPの策定を促進していく必要がある旨を課題に記載し、研修会の実施などBCP策定に向けた支援を引き続き行っていきます。

【所管事項説明】

2 『『強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)』及び『みえ元気プラン(仮称)』最終案に対する意見』への回答について
(子ども・福祉部関係分)

医療保健子ども福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回 答
13-1	地域福祉の推進	子ども・福祉部	令和2年3月に策定した「三重県再犯防止推進計画」に基づく再犯防止の取組は重要なことであるため、取組方向に記載されたい。	成案において、犯罪や非行をした人を孤立させないように、「三重県再犯防止推進計画」に基づく取組について、取組方向に追記しました。
			災害対応への重要な取組である「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)」の体制強化や社会福祉施設等における業務継続計画(BCP)の策定支援について、みえ元気プランへの記載がないことから、記載することを検討されたい。	成案において、高齢者や障がい者等の要配慮者の福祉ニーズを把握し、災害時に適切な支援を行う「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)」の体制強化や、社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定支援について、課題や取組方向に追記しました。
15-4	結婚・妊娠・出産の支援	子ども・福祉部	結婚・妊娠・出産は少子化対策にもつながる重要な取組であるため、既成概念にとらわれない柔軟かつ新たな発想に基づく取組を検討されたい。	委員会からのご意見をふまえ、少子化対策に係るこれまでの取組を評価しつつ、全国的に先進的な取組や幅広い県民の意見等も参考に、これまでの延長線上にない事業展開を検討していきます。

施策・行政運営の取組以外(「基本理念」、「政策展開の基本方向」など)に関する意見	回 答
7つの挑戦のうち「(6)次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実」における、現状と課題でひきこもり状態の長期化とあるが、子ども・若者や中高年ではその背景や課題が異なるため、きめ細かな対応となるよう記載を検討されたい。	ご意見のとおり、子ども・若者と中高年では、ひきこもりの課題を区別して丁寧に対応していく必要があり、施策13-1「地域福祉の推進」において、当事者や家族に寄り添ったきめ細やかな対応を行っていきます。 なお、7つの挑戦では、子ども・若者に焦点を当てた取組として整理しており、成案において一部記述を見直しました。

4 「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告について

この年次報告書では、「子どもを虐待から守る条例」第27条の規定に基づき、令和3年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめています。主なポイントは次のとおりです。

1 児童虐待相談の状況（別冊2 2～8頁）

（1）児童虐待相談対応件数の年次推移

これまで6年連続で過去最多件数を更新してきた県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,147件となり、7年ぶりに減少に転じました。県や市町などによる啓発の効果や子ども家庭総合支援拠点の設置促進をはじめとする市町の児童相談体制の整備が進み、虐待リスクにつながる相談への対応力が強化されたことで、虐待の未然防止につながったと考えられます。

しかしながら、過去3番目に多い水準であり、平成30年度以降は2,000件を超えて推移しています。

（2）児童虐待相談の経路

児童相談所への相談の経路は、多い順に、①警察等、②市町の機関、③近隣・知人となりました。警察等からの相談は、前年度から98件減り647件、市町の機関からの相談は、前年度から136件減り596件と、それぞれ大きく減少しました。一方で、近隣・知人からの相談は、前年度から25件増え302件となりました。

市町の機関については、市町の児童相談体制が強化されてきたことに伴い、市町での相談対応が進んでいることが考えられます。

（3）児童虐待相談種別

虐待相談の種別では、「心理的虐待」の件数が前年度から135件減り1,067件（49.7%）となりましたが、前年度と同様に件数としては最も多くなっています。なお、「心理的虐待」の減少が、全体の件数減少に影響しています。

その他、「身体的虐待」は前年度から25件減り622件、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」は15件減り420件とそれぞれ減少しましたが、「性的虐待」は前年度から7件増え38件となりました。

（4）児童虐待相談における主な虐待者

主な虐待者は、実母によるものが前年度から45件減り1,065件、実父によるものが前年度から114件減り912件とそれぞれ減少しましたが、実父母によるもので全体の9割以上を占めています。

（5）被虐待児童の年齢

年齢別で見ると、6歳までの乳幼児期の件数が1,003件（46.7%）となり、前年度と同様に全体の約半数を占めています。

(6) 児童虐待相談後の処遇

相談後の処遇については、面接指導が2,021件となっています。また、施設入所や里親委託は合わせて76件でした。

(7) 被措置児童等虐待の状況

児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された事例が3件ありました。施設職員及び入所児童への事情聴取を行うとともに、施設に対し改善計画の提出を求めするなど、再発防止に取り組みました。

(8) 一時保護、立入調査等の実施状況

一時保護の対応をした子どもは、前年度より延べ28人減り延べ759人となりました。なお、このうち半数以上(413件)が虐待を事由とするものでした。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、児童相談所への出頭要求を2件、警察への援助要請を4件実施しました。

2 県の児童虐待防止等に対する取組状況(別冊2 9~19頁)

(1) アセスメントの推進

- 児童虐待対応に係るリスクアセスメントの向上や一時保護等の判断の迅速化等を図るため、令和2年7月から、県内すべての児童相談所でAI技術を活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始し、虐待対応への取組の強化につなげています。

(2) 児童相談所の体制・機能の強化

- 令和3年度は、北勢児童相談所に2名、鈴鹿児童相談所に2名、中勢児童相談所に1名、南勢志摩児童相談所に1名の職員を増員しました。
- 津市、四日市市及び三重郡を対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、子どもや家庭環境の変化等をきめ細かく把握するモニタリングを民間団体との協働により行い、児童相談所の的確なケースマネジメントに取り組みました。
- 児童相談所における外国につながる子どもの相談について、派遣通訳に加えて通訳システムや24時間多言語対応での電話通訳により対応するとともに、令和3年度から鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、児童・家庭への通訳立ち合いや家庭訪問に同行するなど、児童虐待の未然防止や再発防止に努めました。
- 困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会への諮問・報告等を行いました。

(3) 市町の体制・機能の強化支援

- 各市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るため、市町との定期協議を実施し、前年度からの改善状況の確認や課題解決に向けた取組等について協議を行いました。

また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー（助言者）を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。

- 子ども家庭総合支援拠点の早期設置と運営を支援するため、市町との定期協議を通じて助言を行うとともに、市町職員を対象とした研修会を開催しました。なお、令和4年3月31日現在、18市町に設置されています。

（4）職員の相談援助技術の向上

- 警察と児童相談所による児童虐待事案に係る合同研修を実施しました。
- 被害児童の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による協同面接を実施しました。
- 市町職員を対象に要保護児童対策地域協議会の運営等に関する研修会や情報交換会を実施しました。

3 今後の対応

- 児童相談所における対応力の強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援に向けて、法的対応や介入型支援を推進します。
- 国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- 子ども家庭総合支援拠点の設置に向けては、令和4年度末までに全市町での設置が目標とされており、個別の相談会や研修会などを実施し、市町による地域の実情に合わせた拠点づくりを支援することで、市町において福祉に関する必要な支援が行われる体制が整うよう取り組んでいきます。
- 児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、これまでの電話相談に加え、SNSを活用した相談体制を整備することで、より相談しやすい環境を整備します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、関係機関に協力を求め、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制の確保を支援します。また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。

5 「三重県地域福祉支援計画」に基づく取組状況について

I 三重県地域福祉支援計画の概要

○計画策定の趣旨・位置付け

いくつもの悩みや課題を複雑に抱え、既存制度の枠組みでは対応が難しいケースが増える中、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正や、県内市町における新たな支援体制づくりの動きなどをふまえ、県内全域での地域福祉をより一層推進するための計画として、令和2年3月に「三重県地域福祉支援計画」を策定しました。

○計画の基本理念

みんな広く包み込む地域社会 三重

一人ひとりが尊重され、社会から孤立することなく、誰もが社会を支える一員として、自分らしく生きられるとともに、様々な主体の参画と協力を得て、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

○施策体系（取組の柱）

（1）地域における支え合い体制（包括的支援体制の構築）

地域住民による発見や見守り、支え合い等を通して把握された課題を包括的に受け止め、複合化・複雑化した課題に対して多機関協働で支援にあたる「包括的な相談支援体制の整備」と、「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を両輪として展開します。

（2）暮らしを支える取組の推進（日常の暮らしの継続）

介護、障がい、子育て等の福祉分野の制度の充実を図りつつ、分野別や年齢別といった縦割りの支援ではなく、暮らしや仕事など、生活上の課題全般に着目した支援を行うことで、日常の暮らしが継続できるよう取組を推進します。

（3）地域福祉を支える基盤整備（福祉サービスの充実）

包括的な支援体制を整備し、日常の暮らしを継続していけるよう支援するため、地域福祉を支える人材の確保や福祉サービスの質の確保など、地域福祉活動の推進を図るうえでの基盤整備を促進します。

○計画期間

令和2年（2020年）～令和6年（2024年）

II 取組状況

(推進項目の指標に掲げる取組の進捗状況)

★推進項目1 地域における支え合い体制（包括的支援体制の構築）

指標	策定時 (R1 年度)	進捗状況	R6 目標値
地域福祉計画策定市町数	18 市町	18 市町 (R3 年度)	29 市町
多機関協働による包括的支援 体制整備市町数	8 市町	9 市町 (R3 年度)	29 市町
民生委員定数充足率	94.5% (R1.12.1)	96.4% (R4.4.1)	96.1%
相談支援包括化推進員養成数	—	74 人 (R3 年度)	200 人
ヘルプマークを知っている県 民の割合	58.1%	78.2% (R3 年度)	85.0%

(1) 市町における包括的な支援体制づくりへの支援

(地域福祉計画の策定)

地域福祉計画の策定を通じて、市町における包括的な支援体制づくりが進むよう、未策定市町への個別訪問や地域別意見交換会の開催等により、策定の働きかけを行いました。

令和3年度に新たに計画を策定した市町はありませんでしたが、6市町が具体的な策定予定や将来的な策定に向けた検討を開始するなど、計画策定に向けた動きも見られます。

今後とも、計画策定済み市町の取組に関する情報提供や、包括的支援体制整備に向けた人材育成などを通じて、地域福祉計画の策定を含めた市町における支え合いの体制づくりを支援していく必要があります。

(包括的支援体制の整備)

平成29年の社会福祉法改正に伴い、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされ、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設（令和3年4月施行）されました。改正法では、国及び都道府県の責務として、市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行うことが規定されました。（社会福祉法第6条第3項）

本県においても、多くの市町において包括的相談支援体制の構築が進むよう、情報提供や人材育成等による市町支援の取組を進めてきました。

今後とも、未実施の市町に寄り添いながら、職員の専門性の確保など市町が抱える課題の解決に向けた支援等を進める必要があります。

<重層的支援体制整備事業実施市町>

令和3年度：5市町（伊勢市、名張市、鳥羽市、伊賀市、御浜町）

令和4年度：9市町（伊勢市、名張市、鳥羽市、伊賀市、御浜町、いなべ市、桑名市、亀山市、志摩市）

<移行準備事業>

令和3年度：4市（桑名市、亀山市、松阪市、鈴鹿市）

令和4年度：3市町（松阪市、鈴鹿市、紀宝町）

★推進項目2 暮らしを支える取組の推進

指標	策定時 (R1年度)	進捗状況	R6 目標値
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	8,736件	15,689件 (R3年度)	10,801件
再犯者数	1,010人	818人 (R2年)	808人以下
災害派遣福祉チーム数 (三重県DWA T)	—	15チーム (R3年度)	40チーム

(1) 自立相談支援機関における生活困窮者等支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、県所管の生活困窮者自立相談支援機関「三重県生活相談支援センター」への相談が依然として多数寄せられていることから、相談支援員の増員やアウトリーチ支援員の任用等を通じて令和2年度に強化した相談支援体制を維持し、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援や、増加する外国人からの相談対応等を行っています。今後とも、相談者に寄り添った適切な支援を継続的に行っていく必要があります。

<自立相談支援機関における新規相談受付件数>

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
県全体	3,964	3,583	3,370	2,928	9,285	5,714
県所管分	111	135	112	117	541	335

(2) 生きづらさを抱える者への支援（ひきこもり支援）

令和3年度は、民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査や、学識経験者等で構成する「三重県ひきこもり支援推進委員会」等での議論をふまえ、全国初となる「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定しました。

また、ひきこもり当事者やその家族等に対し、三重県生活相談支援センターに配置したアウトリーチ支援員が、面談や訪問、通院同行等の訪問型支援を実施しました。（令和3年度支援件数：169件）

今後とも、ひきこもりに対する誤解や偏見を解消し、正しい理解を促進するとともに、最も身近な相談窓口となる市町をはじめ、関係機関との連携による切れ目のない包括的な支援体制づくりに優先的に取り組んでいく必要があります。また、精神保健に係る専門的支援の充実を図るため、三重県ひきこもり地域支援セ

ンターの体制をさらに強化する必要があります。

(3) 再犯防止の取組の推進

高齢、または障がいをもつ矯正施設入所者が、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう、「三重県地域生活定着支援センター」(県社会福祉士会へ委託)において、必要な支援を行っています。また、すべての国民が、犯罪や非行の防止や更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築くことを目的に、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」における啓発活動を推進しています。

今後とも、「犯罪や非行をした者を孤立させない」という基本理念のもと、国や市町、関係機関等と連携した取組を進めていく必要があります。

(4) 災害時における要配慮者への支援

災害時に避難所で生活を送る高齢者や障がい者等の要配慮者の福祉ニーズを的確に把握し、適切に支援できるよう、社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職で構成する「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWA T)」のチーム員の募集や養成研修を実施しました。(令和3年度は養成研修を修了した29名をチーム員として登録、新たに6チームの三重県DWA Tが組成。)

今後とも、災害時における福祉支援の充実に向けて、三重県DWA Tの体制強化等を促進する必要があります。

★推進項目3 地域福祉を支える基盤整備

指標	策定時 (R1年度)	進捗状況	R6 目標値
県内の介護職員数	27,818人 (H29年度)	32,285人 (R2年度)	33,849人 (R4年度)
みえ福祉第三者評価の受審事業所数	285施設	341施設 (R3年度末)	415施設

(1) 福祉人材の確保

介護人材を確保するため、三重県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付、介護現場の魅力発信の取組を実施するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、退職者や外国人材等の参入促進、介護職員の資質向上・労働環境の改善等に取り組んでいます。

今後とも、介護人材のさらなる確保に向けて、介護人材の新規参入及び定着促進に向けた取組を進める必要があります。

(2) 福祉サービスの質の向上(第三者評価の受審促進)

福祉サービスの質を事業者自らが評価するとともに、公正・中立な外部の第三者評価を受けることにより、課題点、問題点等の「気づき」につなげ、「改善計画」の策定、実行を通じて「福祉サービスの質の向上」につなげる「みえ福祉第三者評価制度」を推進しています。

今後とも、福祉サービスの質の向上に向けて取り組む必要があります。

Ⅲ 令和4年度の主な取組

推進項目1 地域における支え合い体制

○相談支援包括化推進員等養成事業等

各市町において、福祉、介護、医療保健に関わらずさまざまな地域生活課題を全体的にとらえ、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の整備が進むよう、市町のニーズをふまえた相談支援包括化推進員等の人材養成研修を実施します。

○民生委員活動支援事業／民生委員一斉改選事務

民生委員・児童委員の活動支援のための活動費の支給等を行うとともに、令和4年12月に行われる一斉改選の円滑実施に向けて、委員推薦に係る経費の補助や、新任委員を対象とした研修会の開催等に取り組みます。

推進項目2 暮らしを支える取組の推進

○生活困窮者自立支援事業

三重県生活相談支援センターにおいて、関係機関と連携して引き続き丁寧な相談支援を行うとともに、ひきこもり等、社会的に孤立している状態の方に対して、アウトリーチ手法（訪問支援）等を用いた支援に取り組みます。

○ひきこもり対策推進事業

市町における相談支援体制の充実に向けて、県内全域におけるネットワーク機能強化や、デジタル技術を活用した電子居場所の開設、広域的に利用できる居場所づくりに向けた検討などに取り組みます。また、ひきこもりに関する正しい理解を促進するため、県民を対象にしたフォーラムの開催や支援ハンドブックの作成等に取り組みます。

○地域生活定着支援事業

高齢または障がい者を有する矯正施設退所者等が、再び罪を犯すことがないように、「三重県地域生活定着支援センター」において、帰住先の確保や適切な福祉サービスへのつなぎ等を通じた円滑な地域生活への移行支援に取り組みます。

○災害時における要配慮者への支援

災害時に避難所で生活する高齢者や障がい者等の要配慮者を支援するため、「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）」の体制強化や、県外からの介護職員等の受援体制の整備を進めます。

推進項目3 地域福祉を支える基盤整備

○三重県介護従事者確保事業費補助金

需要の急増が見込まれる介護サービスを提供する介護従事者の確保を図るとともに、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労できる環境整備を図るために必要な支援を行います。

○みえ福祉第三者評価推進事業

質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、「みえ福祉第三者評価制度」の普及促進に取り組みます。

6 「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」 (中間案) について

1 計画策定の趣旨

本計画は、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づいて定めるものであり、障がい者、高齢者等をはじめとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざし、ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくりを推進するための基本的な計画です。現行計画が令和4（2022）年度を以て終期を迎えることから、今年度、新たな計画を策定します。（計画期間：2023年度から2026年度までの4年間）

このたび、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の議論をふまえ、別冊3のとおり中間案をとりまとめました。

2 計画の中間案の概要

第1章 計画策定の趣旨（別冊3 P2～P11）

UDのこれまでの取組やとりまく状況・環境の変化をふまえ、引き続き、UDのまちづくりを推進するために策定します。

第2章 第4次推進計画の取組の検証（別冊3 P12～P32）

I 概要

第4次推進計画では「おもいやりの絆でつながる三重」を目標に掲げ、次の2項目を重点的に取り組みました。

- 1 おもいやりのある行動につながる、きっかけとなる「ヘルプマーク」の普及啓発
- 2 UDに配慮された施設整備の促進

II 施策体系ごとの取組の成果と課題

施策体系1 UDの意識づくり

成果：「ヘルプマーク」の普及啓発（認知度78.2%）、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発、学校出前授業等によるUDの意識啓発に取り組みました。また、三重とこわか大会等に伴う障がい者スポーツの充実や農福連携等、すべての人々の社会参加を促進しました。

課題：「ヘルプマーク」を示しても声かけがない、おもいやり駐車場の利用マナーがよくない、「新しい生活様式」の中で配慮や支援を受けづらいなどの意見があります。

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

成果：歩行空間の整備（幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機等）や鉄道駅の段差解消等、「県有施設のためのUDガイドライン」による施設整備等、だれもが安全で自由に移動できるよう整備を進めました。

課題：障がいのある方の社会参加の機会の確保や高齢化の進展への対応のため、より高い水準による、より身近な施設でのUDに配慮された施設整備が求められています。

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供

成果：「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を活用した情報提供や「UDイベントマニュアル」を活用した参加しやすいイベントの実施等、だれもが満足感を得られるサービスの提供を進めました。

課題：情報やサービスの提供等のソフト面での満足度は、施設整備等のハード面に比べると低くなっています。

第3章 第5次推進計画の取組（別冊3 P33～P50）

I 取組の視点

- ・「バリアフリー法」（通称）改正により「心のバリアフリー」の取組がさらに推進されており、物理的な障壁や制度等のバリアを取り除くだけでなく、すべての人の心のバリアを取り除き「おもいやりのある行動」につなげられるよう、だれもが自分らしく、ともに暮らせる社会の実現がこれまで以上に求められています。
- ・地域に暮らすだれもが、さまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らし、個性や能力を最大限発揮できる「地域共生社会」の実現のためにも、UDのまちづくりの取組を進める必要があります。
- ・近隣府県での「大阪・関西万博」「アジア競技大会」の開催を見越し、公共交通機関の移動円滑化や観光地のバリアフリー化に積極的に取り組む必要があります。
- ・「障害者差別解消法」（通称）改正に伴う事業者による合理的配慮の提供の義務化等、障がいのある方等が社会参加しやすい機会を保障する取組が求められています。

II 取組の方向性

第5次推進計画での取組の方向性は次のとおりです。

- 1 県民のUDへの関心を高め、おもいやりのある行動につなげる
- 2 公共交通機関の移動円滑化への支援に積極的に取り組む
- 3 合理的配慮の提供につながるよう、サービス提供者へUDの意識の浸透を図る

Ⅲ 計画の目標（めざす姿）

「だれもが自分らしく生きられる三重づくり」
～すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、おもいやりの
行動でつながる三重づくり～

Ⅳ 計画期間

2023年度から2026年度までの4年間を計画期間とします。

V・VI 構成及び具体的な取組内容

ハートの取組

UDの意識づくり（施策体系1）

県民の皆さんが、UDのまちづくりの考え方を理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を行います。

【主な取組】

- ・「おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発
- ・「UDのまちづくり学校出前授業」の実施
- ・UDアドバイザー養成講座の開催等による人材育成
- ・UDの認識を深める学習活動の促進（追加）
- ・障がい者スポーツの充実（拡充）
- ・認知症の正しい理解の促進（拡充）

ハードの取組

だれもが暮らしやすいまちづくり（施策体系2）

すべての人が、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間、交通システム、建築物等の整備を進めます。

また、施設の整備や管理を担う人たちへの啓発活動を行うとともに、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

【主な取組】

- ・駅舎のバリアフリー化（段差解消、多機能トイレの設置、ICカードシステムの導入等）の支援（拡充）
- ・タクシー・バス事業者が行うバリアフリー化（UDタクシー、ノンステップバスの導入等）の支援（拡充）
- ・「県有施設のためのUDガイドライン」の周知と市町や民間の公共的施設への展開
- ・UDに配慮された遊具が設置された公園の情報提供（拡充）

ソフトの取組

だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進（施策体系3）

UDに配慮されたものづくりを担う人たちへの啓発や、利用者の理解の拡大を進めます。

また、UDの考え方にに基づき、わかりやすい情報や利用しやすく満足感を得られるサービスが広く提供されるよう、取組を進めます。

【主な取組】

- ・「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の改訂と多様な主体への展開によるわかりやすい情報の発信の促進（拡充）
- ・「新しい生活様式」に配慮した「UDイベントマニュアル」の改訂（拡充）
- ・SNS等を活用したUDに関する情報提供（拡充）
- ・公職選挙における障がいのある方の投票への支援（追加）
- ・「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等の周知啓発

第4章 UDのまちづくりを進める仕組み（別冊3 P51～P55）

- ・ 県の推進体制
- ・ さまざまな主体の役割
- ・ さまざまな主体との連携
- ・ 計画の進捗管理
- ・ 計画の見直し
- ・ 計画に掲げる施策とSDGsの関係

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年	10月	パブリックコメントの実施
	11月	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会 （最終案の審議）
	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
令和5年	2月	議案提出
	3月末	次期計画の策定

第1章 計画策定の趣旨

○趣旨

「三重県ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくり推進条例」に基づいて定めるもので、すべての県民が自由に活動し平等に参加できる社会の実現をめざす基本的な計画(計画期間:2023~2026年)として策定

○UDをとりまく三重県の状況

・障がい者、高齢者、外国人等、配慮を必要とする方が共生する社会

○UDをとりまく環境の変化

- ・「新しい生活様式」、DX、SDGsの取組の進行
- ・「地域共生社会」、「ダイバーシティ社会」の実現に向けた取組の進行
- ・障がい者差別の解消に向けた取組の進行
- ・三重とこわか国体、三重とこわか大会の開催に向けて積み上げたレガシーの活用

第2章 第4次推進計画における取組の検証

成果

- ・「ヘルプマーク」の普及啓発(認知度78.2%)、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発、学校出前授業の実施等
- ・三重とこわか大会等に伴う障がい者スポーツの充実、農福連携、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組等
- ・「UDの意味を知っており、関心もある」県民の割合は53.9%

課題

- ・「ヘルプマーク」を示しても声かけがない
- ・おもいやり駐車場の利用マナーが良くない
- ・「新しい生活様式」の中で、配慮や支援を受けづらい

- ・歩行空間(幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機)の整備
- ・交通システム(鉄道駅の段差解消等)のバリアフリー化の推進
- ・「県有施設のためのUDガイドライン」による施設整備
- ・県有施設のバリアフリー化情報の提供
- ・「多くの人が利用する施設が使いやすくなったと実感する」県民の割合は72.3%

- ・障がいのある方の社会参加の機会の確保や高齢化の進展への対応のため、より高い水準による、より身近な施設の整備が求められている

- ・「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を活用した、だれもがわかりやすい情報提供
- ・「UDイベントマニュアル」を活用した、だれもが参加しやすいイベント実施
- ・「UDに配慮された情報・サービス提供を実感する」県民の割合は63%

- ・製品・情報・サービスの提供といったソフト面の満足度が、ハード面に比べると低い

取組の視点

第3章 第5次推進計画の取組

取組の方向性

- ・「バリアフリー法」改正による「心のバリアフリー」の取組の推進
- ・「地域共生社会」の実現に向けて
- ・近隣府県での「大阪・関西万博」「アジア競技大会」開催
- ・法律の改正に伴う、障がい者差別の解消に向けた取組の推進

- ・県民のUDへの関心度を高め、おもいやりのある行動につなげる
- ・公共交通機関の移動円滑化に積極的に取り組む
- ・合理的配慮の提供につながるよう、サービス提供者へUDの意識の浸透を図る

計画の目標(めざす姿)

だれもが自分らしく生きられる三重づくり

～すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参加できる、おもいやりの行動でつながる三重づくり～

ハートの取組

UDの意識づくり(施策体系1)

- 「おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発
- 「UDのまちづくり学校出前授業」の実施
- UDアドバイザー養成講座の開催等による人材育成
- UDの認識を深める学習活動の促進(追加)
- 障がい者スポーツの充実(拡充)
- 認知症の正しい理解の促進(拡充) など

ハードの取組

だれもが暮らしやすいまちづくり(施策体系2)

- 駅舎のバリアフリー化(段差解消、多機能トイレの設置、ICカードシステムの導入等)の支援(拡充)
- タクシー・バス事業者が行うバリアフリー化(UDタクシー、ノンステップバスの導入等)の支援(拡充)
- 「県有施設のためのUDガイドライン」の周知と市町や民間の公共的施設への展開
- UDに配慮された道具が設置された公園の情報提供(拡充) など

ソフトの取組

だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進(施策体系3)

- 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の改訂と多様な主体への展開によるわかりやすい情報の発信の促進(拡充)
- 「新しい生活様式」に配慮した「UDイベントマニュアル」の改訂(拡充)
- SNS等を活用したUDに関する情報提供(拡充)
- 公職選挙における障がいのある方の投票への支援(追加)
- 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重づくり条例」の趣旨等の周知啓発など

第4章 UDのまちづくりを進める仕組み

I 県の推進体制
三重県UDのまちづくり推進協議会および市内会議等での検討

II・III さまざまな主体の役割と連携
県民の皆さん一人ひとり、市町、UDアドバイザー・UD団体、地域の団体、事業者の役割・連携

IV・V 計画の進捗管理と見直し
毎年度取組内容の確認と公表、情勢をふまえて見直し
VI 計画に掲げる施策とSDGsの関係
各施策とSDGsの関係性を明示

7 指定管理者制度に係る報告について

1 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

子ども・福祉部が所管する公の施設で、指定管理者制度を導入しているのは、次の5施設です。指定管理者制度に関する取扱要綱第26条第1項に基づき、「令和3年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価」について報告します。

令和3年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価に係る対象施設

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「1 管理業務の実施状況」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「2 施設の利用状況」「3 成果目標及びその実績」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価の基準

- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

三重県身体障害者総合福祉センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：社会福祉法人三重県厚生事業団
- ②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・センターの事業に関する業務
(生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務)
 - ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務
 - ・センターの利用料金の收受等に関する業務
 - ・センターの維持管理及び修繕に関する業務
 - ・その他、センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
日中活動系サービス利用率 【日中活動延べ人数／年間日中活動利用定員】	80%	73.3%
地域生活移行率 【地域生活移行者数／施設退所者数】	50%	91.7%

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R2	R3	R2	R3
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

・高次脳機能障がい者への訓練等の専門的・特徴的な訓練の実施、病院入院者や地域包括支援センター利用者のニーズ把握ときめ細かな対応を行うとともに、病院等関係機関への広報等、利用率の向上に向けた取組を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、日中活動系サービス利用率は、令和2年度より低下し73.3%（日中活動延べ人数11,779名／年間日中活動利用定員16,080名）であった。成果目標は80%であることから、業務改善等を行い、目標を達成することが望まれる。

・地域生活移行率は、令和2年度より増加し91.7%（地域生活移行者数22名／施設退所者数24名）であった。成果目標の50%も大きく上回り、通過型訓練施設としての役割を果たしている。

・指定管理者が独自に設定した成果目標に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、三重県ふれあいスポレク祭が中止となったことから、参加人数が目標を達成できなかったが、毎回アンケート調査を実施するなど、事業の改善を重ねている。

・利用者満足度は、利用者へのきめ細かな対応等が功を奏し、93.1%と高水準を維持している。

以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。

三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要
①指定管理者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会 ②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日 ③管理業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。 ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。 ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
図書等の貸出数	81,000タイトル	102,133タイトル
生活訓練の参加者数	520人	583人

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R2	R3	R2	R3
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

・図書館業務については、より多くの分野の蔵書を増やすこと等に努めた結果、点訳・音訳刊行物の制作数は307タイトルとなり、指定管理者が独自に設定した達成目標（300タイトル）を達成した。また、成果目標の図書等貸出数は102,133タイトルで、中でもサピエ図書館（点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース）の利用の増加（R2:77,463件→R3:83,869件）が顕著となっていることもあり、目標（81,000タイトル）を達成した。

・生活訓練については、個々のニーズに応じたさまざまな個別訓練の実施により、参加者数は延べ583人となり、成果目標（520人）を達成している。特に福祉機器の使用訓練はニーズが増大しており、さらなる対応が期待される。

・10項目ある達成目標のうち、点訳率社員養成講習（初級）修了者数（目標20人、実績15人）、スキルアップ講習会出席者数（目標330人、実績226人）の2項目で目標を達成できなかったが、令和2年度実績から着実に増加している。

以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っている と判断する。

三重県聴覚障害者支援センター

1 施設の概要
①指定管理者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会 ②指定の期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日 ③管理業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関すること。 ・ 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関すること。 ・ 情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関すること。 ・ 災害発生時における被災者支援に関すること。 ・ センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・ その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
施設利用者数	4,550人	3,165人
字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信回数	240回	150回
生活訓練（難聴・中途失聴者向け手話教室）実施回数	10回	8回
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員養成講座受講継続率	90%	100%
職員専門研修受講率（外部研修を受講した常勤職員の割合）	100%	167%

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R2	R3	R2	R3
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	C	C	+	+
3 成果目標及びその実績	C	C	+	+

<総括的な評価>

- ・ 新たにLINEによる情報発信を始めるなど聴覚障がい者に関する情報発信を積極的に行うとともに、ICTを活用した遠隔手話相談・通訳体制を整え、利用促進に努めている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底に努めるとともに、利用者の要望に基づいて助聴器や窓口用磁気ループ等聴こえを支援する機器を設置し、利用環境の整備を図っている。
- ・ 利用者数については目標値（4,550人）には達しなかったものの、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中で昨年度から微増（3,032人→3,165人）となっており、また、ホームページの閲覧数（約2万件）も昨年度の件数を維持している。
- ・ 職員専門研修受講率については、目標値（100%）を上回る実績（167%）を達成している。

以上のことから、計画していた事業が新型コロナウイルス感染症の拡大により制限される状況下においても、時勢に対応したサービスの提供に努めているため、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。

みえこどもの城

1 施設の概要
①指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 ②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日 ③管理業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・みえこどもの城条例第2条に規定する事業（児童の健全育成に関する内容、地域の児童館等への指導・助言等）の実施に関する業務 ・みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・みえこどもの城の利用料金の収受等に関する業務 ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務 ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
年間総利用者数	220,000人	140,689人
利用者の満足度	80%	96%
児童健全育成拠点事業実施回数	90回	93回
サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）	100%	38.6%

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R2	R3	R2	R3
1 管理業務の実施状況	A	A		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		
<p><総括的な評価></p> <p>・管理業務の実施状況について、施設の管理・運営業務を適切に行っており、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等、施設の衛生管理に注力し、安全・安心な施設運営や施設機能の効率的かつ効果的な活用を図ったことは、業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げていると評価する。</p> <p>・施設の利用状況、成果目標及びその実績について、成果目標のうち、「利用者の満足度」、「児童健全育成拠点事業実施回数」は目標を達成したものの、「年間総利用者数」は未達成となった。また、指定管理者が独自に設定した成果目標である「サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）」についても未達成となったが、新型コロナウイルス感染症の影響や県のドームシアター改修工事による休館がなければ目標を達成できたと考えられる。</p> <p>以上のことから、みえこどもの城の指定管理者として、適切に管理・運営をしていると判断する。みえこどもの城のさらなる魅力の向上につながるよう、引き続きこれまでに積み重ねてきた経験やノウハウを活用し、業務に取り組まれない。</p>				

三重県母子・父子福祉センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
 ②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日
 ③管理業務の内容
- ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。
 - ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。
 - ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。
 - ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。
 - ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会を開催すること。
 - ・母子・父子自立支援員の資質を高めるための研修会を開催すること。
 - ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮するために必要な事業を実施すること。

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
ひとり親家庭情報交換会開催回数	5回	5回
就業実績（就業実績／求職件数）	80%	45.5%
相談（就業・生活等）件数	340件	167件
就業支援講習会参加者数	100人	69人
母子・父子自立支援員研修回数	3回	3回

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R2	R3	R2	R3
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	C	C		

<総合的な評価>

・ひとり親家庭情報交換会については、県内5地域において実施し、成果目標（5回）を達成することができた。ひとり親家庭の交流の場を提供することは重要であり、今後も参加しやすさを考慮し、県内5地域での実施を図るとともに、交流会の拡大が期待される。

・コロナ禍での企業求人の減少や、求職者の希望職種とのミスマッチもあり、就業実績については5件（就業率45.5%）に留まり、成果目標（就業率80%以上）は達成できなかったが、資格取得の情報等を収集してホームページに掲載（年間閲覧回数1,683回）し、求職登録者にSNSや携帯メール等を利用して情報提供等（LINE配信1,485件）を行い、求職者の就業活動に寄与することができた。

・各種相談事業の状況は、コロナ禍での転職・離婚を躊躇する動きや子どもの在宅に起因する相談時間の減少等を理由に167件となり、成果目標（340件）を達成することができなかった。しかし、そのような状況下においても、ホームページでの情報発信やSNS（LINE）配信による情報提供に努め、一般相談及び就労相談が電話93件・メール52件・来所15件（令和2年度 電話83件・メール115件・来所51件、郵送2件）、弁護士による専門相談が7件（令和2年度 5件）で、合計167件となり、一定の役割を果たすことができた。

・就業支援講習会参加者数については、適切な感染防止対策を講じつつ、PCと簿記の技能講習会のほか、ハローワークとともに就労に関する研修会を開催した。PCは23名が修了し、14名が資格を取得した。簿記は8名が参加し、うち4名が日商簿記初級に合格した。また、ビジネスマナー研修には28名、就労に関する研修には10名がそれぞれ参加した。コロナ対策で回数を減らした研修もあり、参加者は計69名と目標（100名）を達成することはできなかったが、コロナ禍においても、一定の成果を出すことができた。

・なお、施設利用については、各種会議や研修会に利用されており、利用者の満足度も高い。交通至便地にあることから、公共交通機関の利用を促すとともに、駐車場の案内等、今後とも施設利用に支障が出ないよう対応することが必要である。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症の影響で実績値が目標値に達しない部分はあるものの、適切な感染防止対策を講じつつ指定管理業務を実施しており、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。

8 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和4年6月3日～令和4年9月14日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和4年7月8日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和4年7月29日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委員 奥野 敏 他1名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親7件、養子縁組里親3件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和4年8月5日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会
2 開催年月日	令和4年9月9日
3 委員	会 長 井村 正勝 委 員 安部 悦子 他2名
4 諮問事項	令和4年度一斉改選に伴う民生委員・児童委員候補者の審査について
5 調査審議結果	令和4年12月1日に改選される民生委員・児童委員、主任児童委員の候補者3,555人を適任とした。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和4年9月12日
3 委員	会 長 白石 葉子 委 員 松井 保偉 他8名
4 諮問事項	1 「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」(中間案)について 2 「三重おもいやり駐車場利用証制度」における多胎児育児支援の観点からの利用証の有効期限のあり方等について 3 その他
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	